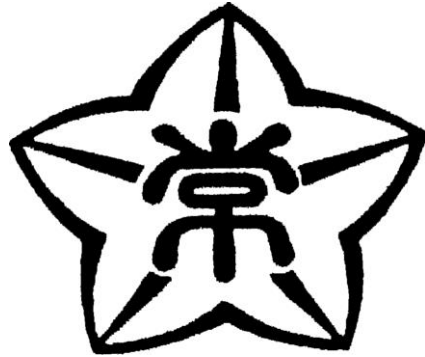


P T A 規 約



枚方市立五常小学校 P T A

枚方市香里ヶ丘 6 丁目 9 番

五常小学校 TEL. 050 - 7102 - 9020

FAX. 854 - 0441

五常小学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 (名称及び所在)

この会は、五常小学校PTAと呼び事務所を五常小学校におきます。

第2条 (目 的)

この会は、父母(保護者)と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とし、PTA会員及び非会員の児童を公平に扱うものとします。

第3条 (方 針)

この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針によって活動します。

- (1) この会は自主的に活動しますので他の団体からの支配や干渉は受けません。
- (2) 児童の教育と福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) この会は枚方市PTA協議会、大阪府PTA協議会、日本PTA協議会に加入しません。(但し令和7年度までは加入)
- (4) この会は営利的、宗教的、政治的活動はいたしません。
- (5) この会は学校の管理運営並びに人事には干渉しません。

第2章 会 員

第4条 (会 員 資 格)

この会の会員となることのできる者は次の内、入会届を提出した人に限りま
す。

- (1) 本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる保護者
 - (2) 本校に在勤する教職員の管理職
- なお、入会届は1年間有効として、毎年継続意思を確認する。

第3章 役 員

第5条 (役員の種類及び任期)

1. この会に次の役員をおきます。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名または3名
 - (3) 書 記 2名
 - (4) 会 計 1名
2. 各役員は他の役員を兼ねることはできません。
3. 任期は1ヶ年とし、再選は差し支えありません。但し同じ役職に連続して三選されることはできません。
4. 役員は任期終了後も後任者選任まで職務を行います。

第6条（役員を選出）

役員は毎年決算総会において選出されます。

第7条（役員の仕事）

1. 会長は本会の代表者であり会務を執行します。
2. 会長は総会並びに運営委員会を招集します。
3. 会長は各委員を委嘱します。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行します。
5. 書記はこの会の庶務を担当します。
6. 会計はこの会の会計事務に当たります。
7. 会長によって指名されたものは必要のある場合、諸種の会合に本会の代表として出席します。

第4章 会 計

第8条（会 計）

1. この会の経費は会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれに当てます。
2. 本会の資産は目的達成のため以外には支出又は使用してはなりません。
3. この会の会費は一家庭月額400円とします。
4. 会計年度は4月1日より翌年3月末日までとします。
5. 周年記念行事用積立金として積み立て総額100万円を上限として、毎年10万円を上限として積み立てます。
6. 高額電気設備用積立金として毎年10万円を上限として積み立てます。
7. 前項6の積立額については運営委員会の出席者3分の2以上の同意をもって決定します。
8. その他PTA活動に必要な積立を毎年10万円を上限として積み立てる場合があります。
9. 前項8の活動目的及び積立額については運営委員会の出席者3分の2以上の同意をもって決定します。
10. この会の通帳の代表者は会計とする。

第5章 監査委員会

第9条（監査委員会）

1. この会に監査委員会をおきます。
2. 監査委員会は、この会の役員・委員等の職務の執行状況を監視するとともに、会計を監査し、その結果を総会にて報告します。

第6章 総 会

第10条（総 会）

1. 総会は本会の最高決議機関で原則として年2回書面にて開きます。
但し、必要に応じて臨時総会を書面又は集合にて開くことができます。
2. 総会において議決を要する事項は次の通りです。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算の審議
 - (4) 決算報告
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他重要事項
3. 総会は議題を明示して3日前までに文書で通知します。
4. 総会は会員の5分の1以上の書面回収又は Web 回答又は出席で成立します。但し、Web 回答の場合は回答者個人を特定できる方法で実施すること。
5. 議決は書面回収又は Web 回答又は出席者の3分の2以上の同意を必要とします。但し、Web 回答の場合は回答者個人を特定できる方法で実施すること。
6. 前2項のとおり総会が成立したこと及び議決がなされたことについては、監査委員会の委員の確認を要するものとします。

第7章 運営委員会

第11条（運営委員会）

1. 運営委員会は、役員及び各専門委員会（監査委員会を除く）の正副代表、各学年委員会の正副代表、並びに校長、教頭で構成します。各専門委員会及び各学年委員会の正副代表がやむを得ず欠席する場合は代理を出すこととします。
2. 運営委員会は、前項に定める構成員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意を要します。
3. 運営委員会の任務は次の通りです。
 - (1) 専門委員会・学年委員会によって計画立案された事業内容の調整又は審議
 - (2) 総会に提出する案件の審議
 - (3) その他、必要と認める事項
4. 運営委員会には監査委員会の委員が出席し、必要な意見を述べるものとします。
5. 第2項のとおり運営委員会が成立したこと及び議決がなされたことについては、監査委員会の委員の確認を要するものとします。

第8章 役員会

第12条（役員会）

1. 役員会は、役員及び、校長、教頭で構成します。
2. 役員会の任務は次の通りです。
 - (1) 総会及び運営委員会に提出する案件の審議
 - (2) 各種委員会活動の調整
 - (3) その他、この会の事業遂行上必要な事項についての審議

第9章 学年委員会及び専門委員会

第13条（委員会の活動）

1. 教職員と協力して、学年児童の福祉増進を図るために、各学年に学年委員会をおきます。
2. P T Aとしての活動に必要な事項について調査研究立案し、あるいは実行するために専門委員会を置きます。
3. 各委員会は相互に協力して活動します。

第14条（専門委員会）

専門委員会は次の通り設置します。

- (1) 生活指導委員会：教育環境を整備し、校外における児童の生活指導につとめます。
- (2) 文化交流委員会：学校給食並びに保健衛生の向上につとめるとともに、会員の教養を高め親睦をはかります。
- (3) 広報調査委員会：P T A関係の調査並びに広報につとめます。
- (4) 指名委員会：次期役員候補者を指名します。
また、次期委員の選出に関する一切の事務を行います。
- (5) その他、必要に応じて委員会をおきます。

第15条（特別委員会）

特別の事業を行う必要のあるときは、特別委員会をおくことができます。
この委員会は、その事業の終了をもって終わります。

本規約は	昭和	37	年	4	月	7	日	より実施
	昭和	44	年	4	月	27	日	一部改正
	昭和	49	年	4	月	30	日	一部改正
	昭和	50	年	4	月	20	日	一部改正
	昭和	52	年	5	月	28	日	一部改正
	昭和	53	年	4	月	16	日	一部改正
	平成	2	年	3	月	21	日	一部改正
	平成	3	年	3	月	21	日	一部改正
	平成	6	年	4	月	23	日	一部改正
	平成	12	年	2	月	17	日	一部改正
	平成	12	年	3	月	23	日	一部改正
	平成	19	年	3	月	20	日	一部改正
	平成	21	年	3	月	14	日	一部改正
	平成	24	年	3	月	17	日	一部改正
	令和	3	年	3	月	6	日	一部改正
	令和	4	年	4	月	1	日	一部改正
	令和	6	年	4	月	1	日	一部改正

細 則

第1条（目 的）

この細則は、五常小学校 PTA 規約（以下、「規約」という。）で定める役員及び委員等の選出の方法、その他規約の実施に関し必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（委員の選出）

1. PTA 会員は、1 家庭につき 1 回以上、委員（規約第 9 条第 1 項に規定する監査委員会の委員、同第 13 条第 1 項に規定する学年委員会の委員、同第 2 項に規定する専門委員会の委員をいう。第 10 条及び第 11 条において同じ。）をするものとする。
2. 監査委員会の委員は、学年（原則第 2 学年から第 5 学年まで）単位で必要人数とし、各学年内の会員の互選によって選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
3. 学年委員会の委員は、学年単位で必要人数（原則 4 名）とし、各学年内の会員の互選によって選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
4. 専門委員会の委員は、学年単位で必要人数とし、各学年内の会員の互選によって選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
5. 監査委員会、各学年委員会及び各専門委員会は、委員会の互選により、正副代表各 1 名を選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
6. 2 回以上委員をする場合、当該 2 回目以降の委員について、正副代表は免除とする。

第3条（役員 of 選出）

1. 規約第 5 条第 1 項に規定する役員 of 選出は、次の各号に定める方法によるものとし、規約第 6 条に規定する総会で選出されます。
 - (1) 会員の立候補
 - (2) 別に定める方法による推薦
 - (3) 指名委員会による指名
 - (4) 抽選
2. 総会は、別に定める選挙管理委員会の報告に基づいて次期役員を選出します。

第4条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、指名委員会が兼務します。
2. 選挙管理委員会は、次の事業を行います。
 - (1) 役員選挙を公示します。
 - (2) 立候補、推薦及び指名による役員候補者の受付を行います。
 - (3) 前項が困難な場合、抽選により候補者の選出を行います。
 - (4) 選出された役員候補者の氏名を総会で報告します。
 - (5) その他、役員選挙に関する一切の事務を行います。

第5条（立候補）

1. 会員は、すべて立候補して役員候補者となることができます。
2. 立候補の時期は、選挙管理委員会が公示する期間内に限ります。

第6条（役員候補者の推薦）

1. 指名委員会及び選挙管理委員会を除く会員は、20名以上の連署による役職名を附した推薦書を選挙管理委員会に提出することにより役員候補者を推薦することができます。ただし、この場合、被推薦会員(役員候補者)の同意が必要です。
2. 推薦の時期は立候補の場合と同じです。

第7条（指名委員会）

1. 指名委員は、次期役員候補者となり得ません。
2. 指名委員会は、次期役員候補者を指名することができます。ただし、この場合、被指名会員(役員候補者)の同意が必要です。
3. 役員並びに校長及び教頭は、指名委員会から依頼された場合、指名委員会に協力します。
4. 指名の時期は、校長及び教頭、役員、選挙管理委員会にて話し合い定めるものとします。

第8条（選挙）

定数以上の候補者がある場合のみ、選挙管理委員会による次の選挙を行います。

- (1) 候補者の氏名、年齢、性別、立候補者の所見、及び推薦による場合は推薦者の推薦理由、指名による場合は指名委員会の指名理由等を記載した選挙公報を発行します。
- (2) 投票用紙は1家庭1枚の割合で選挙公報とともに配布します。
- (3) 投票は、選挙管理委員会の公示した期間に行います。
- (4) 投票方法は、選挙管理委員会が指定します。
- (5) 開票は、選挙管理委員会が行います。
- (6) 選挙管理委員会は、投票結果を総会に報告します。

第9条（抽選）

立候補者、推薦者及び指名活動による被指名者がいない場合、選挙管理委員会による次の抽選を行います。

- (1) 免除申請書および抽選票を児童数にて配布します。
- (2) 本部役員抽選の免除規定に則り、審査を実施します。
- (3) 抽選方法は、選挙管理委員会が指定します。
- (4) 審査及び確認後に抽選により選出し、抽選結果を総会に報告します。

第10条（役員及び委員の欠員）

1. 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を選出して全会員に通知します。但し、場合によっては欠員のまま活動をすることもあります。
2. 委員に欠員が生じたときは、当該学年よりこれを補充します。但し、場合によっては欠員のまま活動をすることもあります。

第11条（役員及び委員の職務）

1. 役員及び委員は、定例会議及びその他付随する会議等において、3分の2以上の出席、もしくは同等の内容の職務を行うものとします。
2. 活動実績が前項の規定に満たない場合、当該年度の役員及び委員としてみなされず、役員及び委員履歴に残らないものとします。

第12条（細則の改正）

この細則は運営委員会において、委員の3分の2以上の同意を得て改正することができます。この場合改正案は運営委員会開催日の3日前までに運営委員に知らせておかなければなりません。

平成	3	年	1	月	19	日	一部改正
平成	6	年	3	月	19	日	一部改正
平成	14	年	3	月	14	日	一部改正
平成	19	年	3	月	20	日	一部改正
平成	21	年	3	月	14	日	一部改正
平成	22	年	3	月	13	日	一部改正
平成	24	年	2	月	11	日	一部改正
平成	27	年	12	月	5	日	一部改正
平成	28	年	3	月	5	日	一部改正
平成	30	年	2	月	3	日	一部改正
令和	3	年	11	月	13	日	一部改正
令和	4	年	4	月	1	日	一部改正
令和	6	年	4	月	1	日	一部改正

PTA慶弔内規

本校児童及びPTA会員の慶弔などについては、この内規を適用します。

(1) 慶祝の場合

次に定める範囲において、お祝又は記念の金品を贈り、祝意を表します。

- イ. 児童の本校第1学年入学に際しては入学祝
- ロ. 児童の本校卒業に際しては卒業祝

(2) 弔慰の場合

次に定める範囲において香料を供え弔慰を表します。なお、原則としてPTA役員等による弔問は行わないこととします。

- イ. 本校児童及びPTA会員(本校教職員を除く)の死亡に際しては金15,000円の香料
- ロ. 本校児童及びPTA会員のPTA事務又は公務による死亡に際しては金20,000円の香料

(3) 以上の慶祝・弔慰に対する返礼は辞退します。

(4) 本内規に規定する以外の事項については、役員会または運営委員会の協議によって決めることができます。

(5) 本内規は、運営委員会において、改正することができます。

附則

本内規は	昭和	40	年	11	月	28	日	より実施します。
	昭和	56	年	6	月	2	日	一部改正
	昭和	59	年	6	月	2	日	一部改正
	平成	6	年	3	月	19	日	一部改正
	平成	17	年	1	月	15	日	一部改正
	平成	27	年	2	月	7	日	一部改正
	令和	3	年	11	月	13	日	一部改正

お願い

慶弔に際しては、上記のようにPTAで実施しますから、学年又は学級でご配慮いただかないようお願いいたします。

P T A運営内規

本校のP T A運営については、この内規を適用します。

- (1) 交通費について
五常小P T Aとして、校区外における正式な会議等に参加した場合の交通費は、原則実費支給とします。ただし、最低保障として交通手段を問わず1区間の往復バス運賃を支給することとします。また、枚方市P T A協議会（以下、「市P」という。）のブロック長・給食委員長等として、正式な会議の準備会議等に参加した場合についても同様の扱いとします。なお、市Pの正式な会議等の交通費については市Pへの請求となります。（市Pに関する規定は令和7年度まで有効）
- (2) 諸雑費について
P T A活動に伴う諸雑費として、監査委員会・学年委員会・専門委員会の委員に1,000円、正副代表に2,000円、役員に一律3,000円を支給します。また、予算の執行は決算総会終了後とします。
- (3) 講演謝礼金について
講演会等、個人または団体に支払う謝礼金については、原則として学年委員会・専門委員会が企画する単独行事の場合は20,000円、役員が企画する全体行事の場合は30,000円を限度とします。なお謝礼金の適用については役員会で審議し、運営委員会で調整することとします。またこの内規は、規約第15条に基づく特別委員会で企画する事業については適用しません。
- (4) 本内規に規定する以外の事項については、役員会又は運営委員会の協議によって決める事ができます。
- (5) 本内規は、運営委員会において、改正する事が出来ます。

附則	本内規は平成16年度より実施します。
平成	18年 5月 13日 一部改正
平成	31年 2月 2日 一部改正
令和	3年 11月 13日 一部改正
令和	4年 4月 1日 一部改正
令和	5年 2月 3日 一部改正
令和	6年 4月 1日 一部改正

クラブ設立に関する取り扱い規定

1. 名称

五常小学校PTA****部と称します。

2. 設立申請

- ①クラブ設立は本部を通じて申請します。
- ②会員名簿を提出します。

3. 承認

役員会・運営委員会で承認されます。

4. 会員構成

現役PTA会員が所属している事とします。

5. 予算

- ①予算の配分はされません。
- ②役員会・運営委員会で必要と認めた時は、その都度本部予算から補助されます。

6. 活動

- ①本部に適宜活動報告をします。
- ②PTA 機構を通じて、会員募集ができます。

本部役員（委員）抽選の免除規定

やむを得ず抽選となった場合、免除条件についてはこの規定を適用します。

（１） 公示について

抽選時期などを学校、選挙管理委員会、役員で話し合い免除規定を記載した免除申請書および抽選票を児童数にて配布します。

（２） 免除条件について

- １） すでに１家庭につき１回以上委員をした方（但し、募集人数に対して委員未経験者数が下回る場合、本項は効力を失う。）
- ２） 本部役員経験者
- ３） 枚方市ＰＴＡ協議会役員（次に掲げるものに限る。）経験者
 - ・生活指導委員会 副委員長 兼 小学校部会長
 - ・給食委員会 委員長、副委員長、業者選定委員長、物資選定委員長
- ４） 病気療養中の方（長期入院中の方）
- ５） 新年度に地域役員幹部クラスを引き受ける方
 - 自治会 会長、副会長など
 - 子ども会 会長など
 - 他校ＰＴＡ 会長、副会長など
- ６） 新年度４月以降に３歳未満のお子様をお持ちで預ける場所及び相手がいない方
- ７） 新年度の１学期中に転校、転勤の決まっている方
- ８） その他（理由を明記）

（３） 審査及び確認について

選挙管理委員会が前項（２）について審査を行い、確認をする場合があります。

（４） 免除対象外について

前項（２）の１）、２）及び３）について、本校転入前に他校で役員等をした方は免除の対象外とします。

（５） 本規定に記載する以外の事項については、役員会及び運営委員会の協議によって決めることができます。

（６） 本規定は運営委員会において、改正することができます。

附則 本規定は平成 24 年度より実施します。

平成 24 年 2 月 11 日 制定

令和 3 年 11 月 13 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正